

令和7年愛南町監査委員公表第4号

令和7年11月19日に受理した愛南町職員措置請求について、地方自治法第242条第5項の規定に基づき監査を行った結果を下記のとおり公表します。

令和7年12月25日

愛南町監査委員 西 村 信 男

愛南町監査委員 池 田 栄 次

記

第1 監査の請求

1 請求人 1名

2 提出日 令和7年11月13日

3 請求の内容

請求人提出の「愛南町職員措置請求書」による主張事実の要旨及び措置請求は次のとおりである。

以下、「愛南町職員措置請求書」（資料は省略）

1 請求の要旨

(1) 求める措置

愛南町は、令和6年(ネ)第136号損害賠償請求控訴事件の判決確定を受け、令和6年11月12日、控訴人に50,016円の損害賠償金等を支払ったが、本事案については、当該原因の公務員に故意及び重過失があったことは明らかであるので、求償権を行使することを求める。

(2) 請求理由

国賠法第1条第2項の求償権は、当該原因の公務員に故意又は重大な過失があつ

た場合に生じるものとされるが、本事案については、以下の①から③のとおり、故意及び重過失があったことは明らかであるので、求償権の不行使は不当である。

① 本事案における確定判決においては、原因公務員について、B議員問責決議に關し住民団体から愛南町議会議長に提出された要望書（以下「本件要望書」という。）のコピー持ち出し及び賛同者本人確認のための戸別訪問等の行為について違法性が認められている。

原因公務員は、自分の行った本件要望書賛同者本人確認のための戸別訪問等の行為について実質的な謝罪はしていないのであるから、その行為について故意であることは免れない。

② コピー持ち出しについては、議長・事務局長からの電話後、原因公務員は議会に返却しているものの、違法行為の対象である署名者が多数であることや公的な場所での真摯な謝罪が行われていないことからすれば軽易な過失とは言い難く、重大な過失であることは明白である。

③ 愛南町においては、本件について弁護士2名の意見を徴しており、「慎重に判断しなければならない」という意見とともに、「重大な過失がある」という意見もあることが示されているが、事務的には軽過失という判断によって、求償はないという方向である。

第2 請求の要件審査及び受理

令和7年11月13日に提出のあった愛南町職員措置請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に定める要件を具備しているものと認め、令和7年11月19日にこれを受理した。

第3 監査の期間

令和7年11月14日から令和7年12月25日まで

第4 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 愛南町が、令和6年（ネ）第136号損害賠償請求控訴事件の判決確定を受け、令和6年11月12日、控訴人に支払った50,016円の損害賠償金等に係る求償権の存否の判断。
- (2) 勧告措置の必要性の判断

2 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を次のとおり付与した。

- (1) 日時 令和7年12月15日 午前10時00分から午前10時50分まで
- (2) 場所 愛南町役場 議員協議会室
- (3) 陳述書及び証拠の提出 証拠の提出有り
　　愛南町議会議員全員協議会会議録（令和4年2月25日）
- (4) 出席者 請求人 1名

3 監査対象部局

監査対象部局である愛南町総務課に対し調査を行った。

- (1) 日時 令和7年11月28日 午前10時00分から午前10時50分まで
- (2) 場所 愛南町役場 監査委員事務局
- (3) 出席者 総務課長、同主幹

第5 監査の結果

1 結論

以下により、検討した結果を総合すると、本件監査対象事項である請求人の請求には理由がなく、措置の必要を認めることができないと判断する。

2 理由

国家賠償法第1条第1項では、公務員が職務を行うについて、故意又は過失により違法に損害を与えた場合、国又は公共団体がその損害を賠償する責任を負うと規定されている。そして同条第2項では、公務員に故意又は重大な過失がある場合に限り、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有するとしている。この規定により国や公共団体は、公務員の故意又は重大な過失によって損害賠償を支払った場合、その損害賠償額を公務員に求償することができることとなっている。

(参考) 国家賠償法

第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があったときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

以下、略

求償権の行使要件は、①国又は公共団体が被害者に対し現実に損害賠償金を支払ったこと、②原因公務員に故意又は重大な過失があること、の2点である。

まず①については、確定判決による場合に限られず、和解・調停又は任意の支払いによる場合も含まれると解されている。次に②については、内部的な基準にかかるものであり、被害者に対する責任判断と必ずしも同一である必要はない」とされている。

本件においては、令和6年11月9日に判決が確定し、同月12日に愛南町から控訴人に対し、損害賠償金50,000円及び遅延損害金16円、合計50,016円が支払われている。

その後、愛南町は「愛南町損害賠償等の事務処理要綱」に基づき、令和7年1月10日に7名で構成する損害賠償等審査会を開催し、求償権の存否を審査した。

同審査会は、本件行為が個人情報保護条例に違反することを前提としつつも、原審判決における認定は「少なくとも過失が認められる」との記載にとどまり、重大な過失があるとまでは認められない、また、戸別訪問等の相手方が親戚等に限定されていたことなどの事情を総合考慮すれば、重大な過失の存在を基礎付けるに足る根拠を見出すことができないとの判断に至った。

なお、戸別訪問等の態様に関し、同審査会が重大な過失なしと判断した趣旨については、令和7年11月28日に実施した監査対象部局調査において、訪問等が午後3時から午後6時までの間で夜間や早朝に行われたものではないこと、訪問等の対象も親戚等4名に限られ、署名の事実確認に際して意見の変更を強要するなど強硬な行為も認められなかつたことによるものである旨が確認された。

以上の検討を踏まえ、同審査会は、本件について「求償権の行使はしない」との結論に至り、同日、町長に対し職員求償審査結果報告書を提出した。

さらに、令和7年1月27日には、同審査会の結果を受けて理事者協議が行われ、町長も同様に「求償権の行使はしない」との判断を下した。なお、同審査会及び理事者協議の結果として示された「求償権の行使はしない」との判断趣旨が、

「求償権は存在しない」との意味にほかならないことは、前述の監査対象部局調査で確認した。

以上によれば、求償権の行使の有無は町の裁量に委ねられているところ、その存否確認は要綱に基づき適正に手続が進められたものと認められる。

(参考) 愛南町が「求償権を行使しない」と判断した経緯

令和6年11月12日 愛南町が控訴人に対し賠償金等50,016円を支払う。

令和7年1月10日 愛南町損害賠償等審査会において審査（委員7名）

審査結果「求償権の行使はしない」

理由「本件は、個人情報保護条例の規定に違反するものではあるものの、原審の判決文において『少なくとも過失があると認められる。』と記述されており、少なくともという表現には、過失は認められるが、重大な過失があるようには読み解くことができない。また、戸別訪問した相手についても親戚等のみであったことを考慮すると、重過失があるという根拠を見出すことができず、求償権を行使することはできないとの結論に至る。」

(令和7年1月10日「職員求償審査結果報告書」から)

令和7年1月27日 理事者協議（町長、副町長、職員2名）

協議結果「求償権の行使はしない」

理由「判決文にある『少なくとも過失が認められる』の記述からは、重過失があると言い切ることはできないし、もしあるとするならば、その根拠が必要となるが、その根拠についても明確に述べることはできないため」

(令和7年1月28日「理事者協議結果報告書」から)

については、町が求償権を得る要件である②公務員に故意又は重大な過失があるか否かについて検討する。

請求人は、原因公務員に故意又は重大な過失がある理由として、次の3点を主張する。

① 原因公務員は、B議員問責決議に関し、住民団体から愛南町議会議長に提出された要望書のコピーを持ち出し、賛同者本人確認のための戸別訪問を行ったことについて、確定判決において違法性が認められている。

原因公務員は、自ら行った本件要望書賛同者本人確認のための戸別訪問等の行為について実質的謝罪はしていないのであるから、その行為について故

意であることは免れない。

- ② 違法行為の対象である署名者が多数であることや公的な場所での真摯な謝罪が行われていないことからすれば軽易な過失とは言い難く、重大な過失であることは明白である。
- ③ 愛南町においては、本件について弁護士2名の意見を徴しており、「慎重に判断しなければならない」という意見とともに、「重大な過失がある」という意見もあることが示されているが、事務的には軽過失という判断によって、求償はしないという方向である。

このうち、前記①の前段については、高松高等裁判所に係属した令和6年(ネ)第136号損害賠償請求控訴事件(令和6年10月24日判決言渡し)の判決において引用された原審の判断内容を指すものと認められる。

また、前記③については、原因公務員の故意又は重過失について述べたものではないと思われるところ、令和7年12月15日に実施した請求人意見陳述において、議会から300人を超える個人情報の漏洩があり、その情報をもとに要望書賛同者の意思を制限する行為が行われた事実を踏まえると、町が原因公務員の行為について故意又は重大な過失を認定しないこと自体に重大な問題があるとの趣旨を表明したものと確認した。

さらに、前記①及び②の後段において用いられる「実質的謝罪」、「真摯な謝罪」の意味するところについては、同意見陳述において、原因公務員が社会的影響を招いたことについては謝罪しているものの、自らの違法行為そのものについてはいまだに謝罪しておらず、これが故意又は重大な過失を自覚しながら行為に及んだことの証左であるとの請求人の主張を指すものと確認した。

まず「故意」の有無について検討する。

「故意」とは、権利侵害という結果の発生又はその可能性を認識しつつ、あえて権利侵害に向けられた行為をすることをいうと定義される。

本件において損害賠償の原因とされた公務員の行為、すなわち、①住民グループから議長に提出された賛同者380名の記名簿を添付した要望書を謄写して持ち帰った行為、及び②要望書に記載された署名者に対し、電話又は戸別訪問により署名の事実を確認した行為について、令和6年3月25日の松山地方裁判所宇和島支部判決は、次のとおり判示している。

すなわち、A議員(「原因公務員」をいう。以下同じ。)は、本件行為に当たり、賛同者名簿が偽造であるとの具体的・合理的理由もなく、議長等に相談することなく独断で行動し、また住民グループの代表者に原本の提出を求めるといった、

より簡易で個人への影響が小さい方法を選択することも可能であったにもかかわらず、そのような代替手段を一切取らなかつた。そして、A議員自身が本件要望書で問題とされた問責決議の提出者であった事情も踏まえると、A議員は、戸別訪問を行うことにより署名者の表現の自由、請願権、思想良心の自由及びプライバシー権を侵害するおそれがあることを十分に認識し得たものであるから、本件行為について少なくとも過失が認められたとした。

もっとも、同判決は「故意」を認めておらず、その認定事実をみても、A議員が原告らの憲法上の権利を侵害する目的を有していたり、その侵害を認識して行動したとまでは認められない。そこで問題となるのは、同判決において「少なくとも過失がある」とされた判断の中に、国家賠償法第1条第2項にいう「重大な過失」が認められるか否かである。

この点、同法第1条第1項は、被害者と国又は公共団体との外部的関係において「故意又は過失」の有無を判断するものであるのに対し、第2項は、国又は公共団体と当該公務員との内部的関係において「故意又は重大な過失」の有無を判断するものであり、両者は訴訟物を異にし、法的性質を異にする。したがって、前訴たる国家賠償請求訴訟において公務員の過失が認定されたとしても、その判断が後訴たる求償訴訟に既判力をもって及ぶものではない。

さらに、同条第2項の「重大な過失」の判断の基準は公務員の注意義務違反の程度にあり、結果の重大性や社会的影響は注意義務の内容を形成する要素となり得るにとどまり、「重大な過失」の認定自体を左右するものではないと解されている。

過失とは、権利侵害を回避するために法秩序が要求する一定の注意義務に違反することであり、その要件は、①当該結果を予見し得た可能性（予見可能性）と、②その結果を回避することが可能であったのにこれを怠った点（結果回避可能性）にある。

また、重大な過失については、最高裁昭和32年7月9日判決（失火責任法関係）が「重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすれば容易に違法有害な結果を見越すのに、漫然とこれを見過ごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠陥の状態を指すものと解するのが相当である」と判示しており、この理解は国家賠償法その他の文脈においても援用されている。したがって、軽過失との違いは、予見可能性の程度にあり、求められる注意義務の内容は、公務の多様性や専門化の実態に照らし、職責・立場に応じて個別具体的に判断されるべきである。

そこで、議員に通常求められる注意義務の程度について検討する。

地方議会議員は、住民から直接選挙により選ばれる公選職であり、一般職の職員のように行政内部の指揮命令系統に服さない。そのため、「住民の代表」として政策判断や政治的行動に広範な裁量と自由が認められている。他方、一般職の職員には服務規律が厳格に適用されるのに対し、議員の責任は本質的に政治的・倫理的性格を有し、法的責任は限定的であると解される。しかしながら、議員といえども、住民の負託を受けて公権力の行使に関与するものである以上、国家賠償法第1条にいう「公務員」に含まれ、違法な権利侵害を行った場合には法的責任を免れることはできない。

議員は住民代表として自由な討議・議決に参与するが、その自由は、住民の基本的人権を尊重する義務と相互補完的に位置づけられるべきである。すなわち、表現の自由（憲法21条）に関しては、住民の意見表明を萎縮させるような発言や威圧を行わないこと。請願権（憲法16条）に関しては、請願者を思想・信条や社会的立場により差別的に扱わず、公平に審査すること。思想及び良心の自由（憲法19条）に関しては、特定の思想を持つ住民を非難・排斥するなどの言動を避けること。プライバシー権（憲法13条に基づく人格権）に関しては、不必要に個人情報を暴露・利用しないこと。がそれぞれ注意義務として要請される。

以上のとおり、地方議会議員は、議会活動の自由の保障を受けつつも、住民の憲法上の権利を侵害しないように行動すべき注意義務を常に伴っていると解すべきである。したがって、同基準に照らし、本件Aの行為①②について重大な過失の有無を検討する。

（参考）地方自治法

（議会の設置）

第89条 普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて組織される議会を置く。

2 普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。

3 前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

まずA議員の行為①について検討する。

愛南町議会では、議案審議の効率化及び利便性の向上を目的として、議員全員にタブレット端末を貸与し、議案等は原則としてデータ配信により配布している。

ただし、「損害賠償の和解」「委員の選任」等、個人情報が記載された議案については、「愛南町議会運営に関する申合せ事項」に基づき紙媒体のみで配布され、本会議の数日前に議員へ交付される取扱いとなっている。

本件要望書は、請願書と同様に議案化され得る性質を有していたことからすれば、A議員の行為①は一見、個人情報を含む議案等の取扱いと同様にみえる。しかし、要望書の提出者に係る個人情報と、記名簿に記載された賛同者の個人情報とでは、その性質を異にする。すなわち、提出者の個人情報は、本会議において議案として審議されることを予定し、本人もその取扱いを認識して提出するものであるのに対し、賛同者の個人情報は、単に要望書に賛意を示す趣旨で記載されたにすぎず、これが議案として公開されることを前提としたものとみることはできない。

提出者の個人情報については、愛南町情報公開条例にいう「不開示」となる個人情報から除外される「法令等の規定により又は慣行として公にされることが予定されている情報」に該当すると解される。他方、賛同者の個人情報は、同条例により不開示とされる個人情報に該当し、また当時適用されていた愛南町個人情報保護条例の保護対象にも含まれる。なお、同条例においては議会も実施機関とされ、議員は一般職の職員と同様に個人情報保護措置義務及び罰則規定の適用を受ける立場にあった。

A議員は、当時、本件要望書の取扱いを付託される可能性のある総務文教常任委員長の地位にあり、証人尋問において、謄写して持ち帰った目的を「熟読、精読して内容を確認するため」と供述している。この目的が記名簿以外の部分に限られるのであれば一定の相当性が認められ得るが、賛同者の記名簿をも含めて謄写した点においては、条例により保護されるべき個人情報の性質に照らし、容易に正当化することはできない。記名簿が署名簿ではなく、A3判用紙に要望書と一緒にパソコン入力された書類であった事情を考慮してもなお、議員は一般職の職員と同様に個人情報の取扱いについて高度の注意義務を負う地位にあるから、A議員の行為①は、条例上保護されるべき個人情報の性質を顧みず、その職責に照らし当然に払うべき注意義務に違反したものと認められる。

(参考) 愛南町情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、愛南町の保有する公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した公正で民主的な町政

の推進に資することを目的とする。

第2条から第6条 略

(公文書の開示義務等)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書の開示をしなければならない。

（1） 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により、公にすることができないと認められる情報

（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

（以下略）

（参考）愛南町個人情報保護条例

（目的）

第1条 この条例は、町の実施機関が保有する個人情報の取扱いについての基本的事項並びに当該個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を定めることにより、個人の権利利益の保護及び町政の適正な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（略）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（略）を除く。）をいう。以下同じ。）に

より特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 略

(2) 略

(3) 実施機関 町長（消防長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(4号以下略)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報を収集する目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(2項以下略)

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報に係る個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(2項以下略)

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外のために保有個人情報（略）を当該実施機関の内部において利用すること（略）又は当該実施機関以外のものに提供すること（略）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。

- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等に提供する場合において、事務に必要な限度で保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上特に必要があると認めるとき。

(2項略)

次に、A議員の行為②について検討する。

A議員は、持ち帰った本件要望書を「熟読、精読」したうえ、記名簿に親戚や知人の氏名を見いだしたことから、署名の真否を確認する目的で、親戚1名を訪問し、さらに知人3名に電話連絡を行った。

この点については、判決においても指摘されているとおり、愛南町個人情報保護条例に違反する行為と認められる。同条例は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、第7条において、個人情報の収集はあらかじめ取扱事務の目的を明らかにし、必要な範囲内で行うべきことを定め、また第8条において、保有個人情報の目的外利用を禁止している。

本件要望書の記名簿に記載された情報は、同条例に基づき「請願、陳情、要望取扱事務」として登録され、議会における審議のために収集されたものであって、戸別訪問や架電による本人確認のために収集されたものではない。したがって、A議員が行った戸別訪問及び架電は、個人情報の収集目的を逸脱するものであり、目的外利用に該当する。

以上によれば、A議員の行為②は、議員として当然に払うべき注意義務に違反したものと認められる。

愛南町は、本件裁判において、A議員の行為①②は愛南町議会の活動に当たらず、地方議会の一議員が個人的に行った政治活動にすぎないと主張する。地方議會議員の活動は、①議会活動（会議出席や議案審議）、②議員活動（当該団体の事務に関する調査研究）、③政治活動（住民意思の把握等）に大別されるところ、A議員の行為①②は議会又は委員会からの派遣によるものではなく、議員個人として行われたものであり、議会活動には該当せず、議員活動又は政治活動に当たるというのが町の主張である。

これに対し判決は、A議員の行為①②が国家賠償法第1条第1項にいう「公権力の行使」に当たるか否かについて、公権力性を「純然たる私経済作用と国家賠償法第2条の營造物責任を除く一切の作用」と解し、本件行為に公権力性を認めめた。また、「職務執行性」についても、国家賠償法の趣旨が国民の権利保護にあることに照らし、職務の執行そのものでなくとも、外形から客観的に職務の範囲内とみられる行為を含むと解すべきであるとして、本件行為の職務執行性を肯定し、同条第1項にいう「公権力の行使としての職務執行」に該当すると判断した。これは、①職務行為そのもの、②これと一体不可分の行為、③外形上職務の範囲に属するとみられる行為を含むとする「外形説」に基づくものである。

他方で、証人尋問においてA議員自身が「議会外の個人的な政治活動」であったと証言しているとおり、行為①②は議会活動中に行われたものではなく、議会又は委員会からの派遣によるものでもない。したがって、実質的には議員活動ないし政治活動に属するが、外形上は職務執行性を否定し難いものであったといえる。

さらに判決は、戸別訪問等の行為について、「(目的の点を措くとしても)目的達成の手段として最小限度のものとは到底認められない」として、表現の自由、請願権、思想良心の自由、プライバシー権といった憲法上の重要な権利を侵害したと認定した。A議員には住民の人格権等を尊重すべき注意義務があったにもかかわらず、これを怠った点において過失が認められる。

もっとも、国家賠償法第1条第2項にいう重大な過失とは、「通常人であれば容易に予見・回避できるにもかかわらず、ほとんど故意に近い著しい注意欠陥状態にあること」をいうと解されるところ、本件行為をこの基準に照らすと、その該当性を肯定することはできない。

すなわち、A議員の戸別訪問等は、確かに議員個人の政治活動の範囲を逸脱し、住民の権利侵害に至った違法な行為であったが、証人尋問によると訪問対象は主として親戚や知人に限定されており、不特定多数の住民に対して無作為に反復継続して行われたものではない。また訪問時間も遅くとも午後6時までにとどまり、夜間の強行といった態様は認められない。これらの事情を総合すれば、行為態様は違法であるものの、直ちに著しく粗雑・無謀と評価すべき性質のものではない。

加えて、公選職である地方議會議員には、政策判断や政治活動の在り方について広い裁量が認められ、その裁量の範囲に属する活動と住民の権利との調整は困難な側面を伴う。この裁量は、当然に住民の憲法上の権利を侵害することを正当化するものではないが、行為の違法性評価における過失の程度を考慮する際には一定の斟酌要素となり得る。

以上を踏まえると、本件行為は住民の権利保護より議員の政治的表明を優

先させたものであって許容されないが、行為態様の限定性等に照らし、A議員が「ほとんど故意に近い著しい注意欠陥状態」とまで評価することはできず、重大な過失の要件を充足するものとはいえない。

なお、請求人は、A議員が自らの違法行為についていまだに謝罪していないことが、故意又は重大な過失を自覚しながら行為に及んだことの証左であると主張する。しかしながら「謝罪」の有無は、国家賠償法第1条第2項にいう「故意又は重大な過失」の成否を左右する判断要素とはならず、本件監査において考慮すべき事情には当たらない。

また、請求人は、要望書に署名した多数の者に対しても同様の行為が及んだと主張し、その結果の重大性や社会的影響から重大な過失を認定すべきであるとする。しかしながら、前述のとおり、国家賠償法第1条第2項の「重大な過失」は、あくまで公務員の注意義務違反の程度を基準として判断すべきものであり、結果の重大性や社会的影響は直接の判断基準とならない。したがって、この点に関する請求人の主張は採用できない。

以上によれば、A議員の行為①②については注意義務違反が認められるものの、重大な過失があったとまでは認められない。

最後に、本件に関し監査委員の合意に基づく意見を付言する。

本件裁判は、議員による個人情報の不適切な取扱いを契機として提起されたものであり、判決においては、原告をはじめとする住民グループ及び賛同者の表現の自由、請願権、思想良心の自由並びにプライバシー権という憲法上の重要な権利が侵害されたと認定された。

また、判決は、当該行為が愛南町個人情報保護条例に違反するものであると判断するとともに、国家賠償法の対象となる「公権力の行使としての職務執行」については、たとえ議員個人の活動であったとしても、外形上客観的に議会活動に属すると認められる場合には、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任の対象となることを明らかにしている。

これらの点に鑑みれば、議員においては、法令の遵守はもとより、より高度の倫理性及び品位を保持して職務に当たることが強く求められる。また、愛南町議会においても、個人情報の適正な取扱いに関する体制の点検及び改善を図るなど再発防止に向けた措置を講ずることにより、議会に対する住民の信頼の回復に努める必要がある。